

デジタル・スタートアップの公共調達参入機会拡大に向けた
情報システムに係る調達における評価制度の実施要領

2024 年（令和 6 年）1 月 15 日
デジタル社会推進会議幹事会決定

情報システムに係る調達における評価制度

我が国の目指すべきデジタル社会を実現するためには、民間事業者の創意工夫の下に多種多様なサービスが国民に提供されることが重要であり、スタートアップの起業や規模拡大・成長の加速が大きな課題である。また、スタートアップは、社会的課題を成長のエンジンへと転換して持続可能な経済社会を実現する鍵であることから、令和4年11月28日新しい資本主義実現会議により「スタートアップ育成5か年計画」が策定され、そのための戦略等が示されたところである。

こうしたスタートアップ育成のためには、「公共調達」の活用が重要であり、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）において、「政府全体で新規性・創造性を活かした高度な技術力を有するデジタル・スタートアップの参画を促進・拡大するため、当該スタートアップから優先的に調達を行う措置など公共調達の手法の見直しを実施する」こととされたことを受け、特にスタートアップの活躍が期待される国の情報システムの整備及び運用に係る調達（以下「情報システムに係る調達」という。）のうち、特殊な技能や高い技術力を要する案件について、デジタル分野におけるスタートアップ（以下「デジタル・スタートアップ」という。）からの調達機会を拡大する措置を講ずる必要がある。

こうしたことを踏まえ、情報システムに係る調達において、契約の内容に応じて、次に掲げるところにより、デジタル・スタートアップを評価するものとする。

(1) 取組主体

取組主体は、国の機関（衆議院、参議院、最高裁判所、会計検査院、内閣（内閣官房、内閣法制局）、人事院、内閣府、復興庁、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）とする。

(2) 取組の対象範囲

取組の対象は、情報システムに係る調達のうち、特殊な技能や高い技術力を要する案件であって総合評価落札方式により契約を行うものとする（ただし、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定）に則り行われる調達等、法令又は閣議決定において価格以外の評価要素が個別具体的に規定されているもののようにより、個別の調達において、デジタル・スタートアップを評価することにより、品質の低下、事業の執行への支障等が生じる調達を除く。）。

(3) 評価対象事業者

次の要件を全て満たす事業者を対象とする。

- ① 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（みなし大企業（※）を除く）であること
（※）「みなし大企業」の要件は、次のいずれかに該当する者とする。
 - ・発行済株式の総数又は出資価額の 2 分の 1 以上が同一の大企業（中小企業者でない企業をいう。以下同じ。）の所有に属している中小企業者
 - ・発行済株式の総数又は出資価額の 3 分の 2 以上が複数の大企業の所有に属している中小企業者
 - ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 を占めている中小企業者
- ② 設立から 10 年未満であること（調達する案件の内容・性質等を踏まえ、設立から 15 年未満とすることも可能）
- ③ 情報システムに関連した先進技術やアイデアをもって当該事業に主体的に取り組み、今回の調達を実績として今後事業拡大することが期待できる事業者であること

(4) 評価方法

評価対象事業者に該当するかどうかは、提案書の提出時に別紙 1 を提出させることにより評価を行うものとする。

こうした取組を進めるに当たっては、デジタル・スタートアップとして公共調達へ参加する事業者を実態に即して適切に評価することが必要となる。このため、取組主体において、案件の性質に応じ、別紙 2（「情報システムに係る調達におけるデジタル・スタートアップの評価基準例」）を参考としつつ、不正な手段を使った事業者が採用されることのないよう、契約の目的に基づき、デジタル・スタートアップ育成の観点も踏まえ適切な基準を設定し、公正かつ客観的な評価を行うものとする。

なお、虚偽の申告等により評価対象事業者となったことが判明した場合には、指名停止等必要な取扱いを適切に行うものとする。

また、デジタル・スタートアップの先進技術を一概に評価することは困難であることから、競争参加資格や仕様書の中で必要な技術や資格、情報管理等の社内体制等、必須要件を明記し、その評価に当たっては、先進技術に知見を有する人材を評価者とすることに努めることとする。

(5) 実施期間

本取組は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの期間に契約を行う情報システムに係る調達のうち、入札公告日が令和 6 年 1 月 15 日以降のものについて実施

する。

ただし、取組主体において、実施期間の始期から上記取組の全面的な実施が困難な事情がある場合は、段階的に取組を行うものとする。

(6) フォローアップ

各省各庁における本取組の実施状況等を把握するため、別紙３により定期的にフォローアップを行うものとする。

(別紙1)

デジタル・スタートアップとしての要件の全てを満たす事業者であることの説明書

令和 年 月 日

殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

令和〇年〇月〇日△△より入札公告のあった入札件名「××」に関し、デジタル・スタートアップとしての要件の全てを満たす事業者であることを、以下のとおり説明します。

①中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（みなし大企業を除く）である。	中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第__号に規定する中小企業者である。 資本金：_____円 従業員数：_____人
②設立から 10 年未満である。	設立年月日：_____年____月____日 【※ 1】
③情報システムに関連した先進技術やアイデアをもって当該事業に主体的に取り組み、今回の調達を実績として今後事業拡大することが期待できる事業者である。	【※ 2】

【※ 1】 入札公告の日において 10 年未満であることを証明する資料を併せて提出すること。

【※ 2】 どのような技術をもって当該事業に主体的に取り組もうとしているのか、今回の調達を受注した場合、今後の事業拡大にどのようにつながるのかについて、経営理念や社会課題（政策課題）への取組状況にも触れながら説明すること。なお、J-startup に選定されている者、SBIR 制度の特定新技術補助金等の各省各庁におけるスタートアップ支援の補助金を受けている者、株式会社産業革新投資機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者等、他の国及び自治体等における事業においてスタートアップと認められている者は、その旨を確認できる資料を提出することにより上記説明を簡素化又は省略することができるものとする。

(別紙2)

(参考) 情報システムに係る調達におけるデジタル・スタートアップの評価基準例

評価項目例	要求要件	評価区分	得点配分	点数
デジタル・スタートアップ	次の要件を全て満たす事業者であること ① 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者(みなし大企業を除く)であること ② 設立から10年未満であること(調達する案件の内容・性質等を踏まえ、設立から15年未満とすることも可能) ③ 情報システムに関連した先進技術やアイデアをもって当該事業に主体的に取り組み、今回の調達を実績として今後事業拡大することが期待できる事業者であること	加点	5%～20%	5点～20点

注) 技術点の評価点が100点満点の場合の例

※1 配点例を参考に示したものであり、具体的な配点については、契約の内容に応じ、取引主体において配点の割合を含めそれぞれ設定するものとする。

※2 「評価区分」は加点と基礎点の別を表す。

フォローアップ要領

各省各庁における本取組の実施状況等を把握するため、以下のとおりフォローアップ項目を設定する。(集計結果については各省各庁に還元することを想定。また、必要に応じ個別に連絡する可能性あり。)

1. フォローアップを行う項目

(1) 本制度に基づき加点項目を設けた調達件数

① デジタル・スタートアップの応札があった調達件数

I デジタル・スタートアップの応札者数

II デジタル・スタートアップの契約締結件数

III デジタル・スタートアップに該当していない者の応札者数

② デジタル・スタートアップの応札がなかった調達件数

I デジタル・スタートアップに該当していない者の応札者数

(2) 本制度に基づいた加点項目を設けなかった調達件数(総合評価落札方式により実施した情報システムに係る調達に限る。)

※必要に応じ、デジタル庁がフォローアップ項目の追加等を行う。

2. 集計・報告方法

取組主体の単位により、会計担当等において集計。

別添様式により各省各庁 PMO を通じてデジタル庁戦略・組織グループ調達支援・改革担当へ報告。

3. 実施時期

前年4月1日～本年3月31日までの実績について、同年9月末までに報告する。(※)

(※) 初回のフォローアップについては、2024(令和6)年度分について、2025(令和7)年9月末までに提出。